

第47回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年8月30日（火曜日）
午前10時30分（受付開始 午前9時30分）

開催場所 愛媛県松山市一番町三丁目2-1
ANAクラウンプラザホテル松山
本館4階「ルビールーム」
※会場が前回と異なっておりますので、末尾
の会場ご案内図をご参照いただき、お間違い
のないようご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

郵送又はインターネットによる議決権行使期限
2022年8月29日（月曜日）午後6時まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、議決権行使書のご返送又はインターネット行使により議決権をご行使いただき、総会当日のご来場はお控えいただけますようお願い申し上げます。

【目 次】

招集ご通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

株主総会参考書類・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

〔添付書類〕

事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

監査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

証券コード 7673
2022年8月15日

株主各位

愛媛県松山市姫原三丁目6番11号
ダイコー通産株式会社
代表取締役社長 河田 晃

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日は、後記のとおり新型コロナウイルス感染症への対応策を会場にて実施する予定ではございますが、感染拡大防止の観点から、議決権行使書又はインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2022年8月29日（月曜日）午後6時までには議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月30日（火曜日）午前10時30分
2. 場 所 愛媛県松山市一番町三丁目2-1
ANAクラウンプラザホテル松山
本館4階「ルビールーム」
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
第47期（自 2021年6月1日 至 2022年5月31日）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

4. 議決権行使について

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年8月29日（月曜日）午後6時までに到着するようにご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別途（4～5頁）の<インターネットによる議決権行使のご案内>をご高覧のうえ、2022年8月29日（月曜日）午後6時までに行使してください。

(3) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 紙資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 次の事項につきましては、法令並びに当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ① 計算書類の株主資本等変動計算書
 - ② 計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会又は会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
 - 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、修正をすべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.daiko-tsusan.co.jp/>）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

当社第47回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【当社の対応について】

- ・株主総会に出席する**役員及び運営スタッフは、マスクを着用**して対応させていただきます。
- ・受付に、**アルコール消毒液を設置**いたします。
- ・株主様の質問用マイクの消毒を徹底いたします。
- ・本株主総会会場において、感染予防のため、株主様の座席を間隔をあけて配置いたします。
- ・今後の感染拡大の状況次第では、株主の皆様の安全を第一に考え、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【株主様へのお願い】

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれも無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議決権は、書面又はインターネットによっても行使することができますので、是非ご利用をご検討ください。

【ご来場される株主様へのお願い】

- ・**受付において、非接触式体温計にて検温させていただきます。体調不良とお見受けした方は、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。**
- ・会場におきましては、**マスクの持参・着用とアルコール消毒液の利用について、ご協力をお願いいたします。**

なお、今後の状況によっては、上記の内容を変更する場合がございますので、適宜当社ウェブサイト (<https://www.daiko-tsusan.co.jp/>) をご確認ください。幸いに存じます。

<インターネットによる議決権行使のご案内>

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

ウェブ行使

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

議決権の行使期限は、2022年8月29日（月曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (3) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法

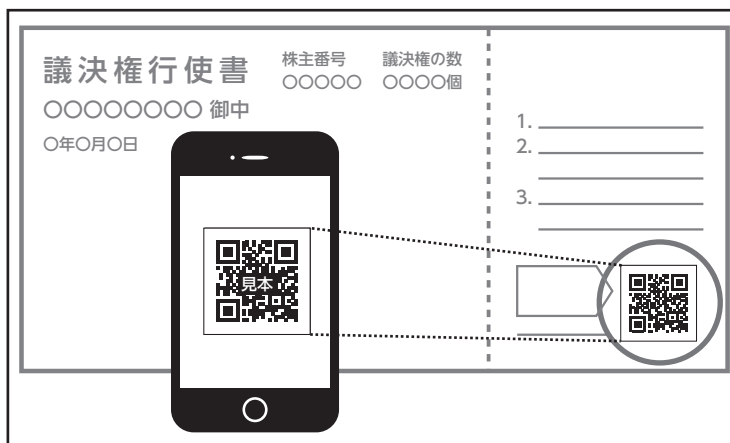
*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力し、[ログイン]ボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。
(電子メールにより招集ご通知受領されている株主様の場合は、
招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (3) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (4) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

3. 「スマート行使」による方法



- (1) 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。
- (2) 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

4. パソコンやスマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンやスマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部
 [電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への安定した配当の継続による利益還元の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保することを重要な経営方針のひとつとして位置づけております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案して以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき 48円
配当総額 255,960,288円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年8月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="405 170 495 201">(新 設)</p> <p data-bbox="178 508 579 609">附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p data-bbox="405 654 495 684">(新 設)</p>	<p data-bbox="775 170 969 201">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="760 208 1350 309"><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="813 317 1350 461">2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="1025 508 1082 538">附則</p> <p data-bbox="775 545 1180 576">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p data-bbox="760 583 988 613"><u>第1条</u> (現行通り)</p> <p data-bbox="775 659 1158 689">(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p data-bbox="760 697 1350 840"><u>第2条</u> 変更前定款第16条(参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="790 848 1350 991">2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前第16条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="790 999 1350 1112">3. 本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は各候補者に関して、業務執行状況及び見識・能力等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
1	かわだ あきら 河田 晃 (1972年7月9日生) [再任]	1999年4月	株式会社アルメックス入社	331,060株
		2007年11月	当社入社	
		2009年8月	当社取締役就任	
		2010年4月	株式会社ディー・ケー・コーポレーション 代表取締役就任（現任）	
		2011年8月	当社取締役副社長就任	
		2014年5月	睦通信株式会社（現当社）社外取締役就任	
		2014年8月	当社代表取締役社長就任（現任）	
		2015年1月	有限会社デンツー産業（現当社）取締役就任	
(取締役候補者とした理由) 代表取締役社長として、経営の監督を適切に行うとともに、当社の経営理念や経営戦略を着実に推進、実現しており、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としたしました。				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所 有 す る 当社株式の数
2	かわだ まさはる 河田 正春 (1955年10月23日生) [再任]	1974年 4 月	富士電機製造株式会社（現富士電機株式会 社）入社	140,080株
		1979年 2 月	当社入社 大阪営業所長	
		1985年 7 月	当社取締役就任	
		2002年11月	当社西日本ブロック長（現任）	
		2005年 6 月	当社常務取締役就任	
		2014年 5 月	睦通信株式会社（現当社）社外取締役就任	
		2014年 6 月	当社東海北陸ブロック長（現任）	
		2014年 8 月	当社専務取締役就任	
		2017年 8 月	当社代表取締役専務就任（現任）	
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>CATV及び情報通信分野における豊富な業務経験と知識を有するとともに、取締役として当社の経営の中核を担っております。また、重要な業務執行の決定及び監視・監督の役割を適切に果たしており、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
3	にしむら あきら 西村 晃 (1957年2月27日生) [再任]	1976年6月	愛媛東芝商品販売株式会社入社	240,080株
		1980年4月	四国通信機工業株式会社(現四国通信産業株式会社)入社	
		1985年7月	当社入社 本社営業部長	
		1987年8月	当社取締役就任	
		2002年11月	当社四国九州ブロック長(現任)	
		2004年4月	西南地域ネットワーク株式会社社外取締役就任	
		2005年6月	当社常務取締役就任	
		2014年8月	当社専務取締役就任	
		2017年1月	当社東日本ブロック長(現任) 当社東京営業所長	
		2017年8月	当社代表取締役専務就任(現任)	
(取締役候補者とした理由) CATV及び情報通信分野における豊富な業務経験と知識を有するとともに、取締役として当社の経営の中核を担っております。また、重要な業務執行の決定及び監視・監督の役割を適切に果たしており、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。				
4	おかの たくや 岡野 拓哉 (1959年4月30日生) [再任]	1978年4月	サンテレホン株式会社入社	56,000株
		2000年9月	当社入社 大阪営業所営業部長	
		2002年6月	当社取締役就任(現任)	
		2003年6月	当社東日本ブロック長 当社東京営業所長	
		2017年1月	当社大阪営業所長(現任)	
(取締役候補者とした理由) CATV及び情報通信分野における豊富な業務経験を有しております。営業部門を中心に業務全般を熟知するとともに、営業業務を中心に経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
5	しらい みつる 白井 充 (1974年11月9日生) [再任]	1999年11月	宇都宮税理士事務所入所	20,000株
		2002年5月	当社入社 管理部配属	
		2005年12月	当社内部監査室配属	
		2006年6月	当社内部監査室長	
		2010年8月	当社取締役就任 (現任) 当社管理部長 (現任)	
		2014年5月	陸通信株式会社 (現当社) 社外監査役就任	
(取締役候補者とした理由) 当社入社以来、主に管理部門の業務に従事し、取締役としてガバナンス体制の強化を推進するなど、担当する職責を十分に果たしており、高い能力と専門性を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。				
6	たかもと かつや 高本 克哉 (1965年9月7日生) [再任]	1984年4月	当社入社	20,000株
		2011年9月	当社本社営業部長 (現任) 当社執行役員就任	
		2015年8月	当社取締役就任 (現任)	
		(取締役候補者とした理由) CATV及び情報通信分野における豊富な業務経験を有しております。営業部門を中心に業務全般を熟知するとともに、営業業務を中心に経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。

以 上

[添付書類]

事業報告

自 2021年6月1日
至 2022年5月31日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する各種政策や新型コロナウイルスワクチン接種の普及の効果もあり、社会経済活動正常化への期待感が高まりつつありましたが、新たな変異株による感染再拡大による景気回復の遅れやウクライナ情勢の影響による物価上昇が懸念され、依然として先行きが不透明な状況で推移しております。

当社が事業展開するCATV及び情報通信関連分野におきましては、総務省推進による「ICTインフラ地域展開マスタープラン3.0」に基づいた通信インフラ基盤の整備が進められ、第5世代移動通信システムのバックボーンである光伝送路構築や、FTTH（※）等の大容量化が継続しております。また、防災関連分野におきましては、引き続き地方自治体防災システムのデジタル化が進んでおります。

※FTTHとは、Fiber to the Homeの略。通信事業者の設備から利用者建物等までを光ファイバーケーブルでつなぐアクセス方式。

このような状況のなか、前年特需のGIGAスクール構想案件の終息や消防通信設備案件の減少が影響しましたが、FTTH案件を多数受注し収益の減少を最小限に抑えた結果、当事業年度の売上高は、17,581,435千円(前年同期比2.8%減)、売上総利益は2,736,983千円(前年同期比4.8%減)、営業利益は1,056,150千円(前年同期比7.4%減)、経常利益は1,057,597千円(前年同期比10.6%減)、当期純利益は703,626千円(前年同期比11.0%減)となりました。

事業区分別の営業概況は以下のとおりであります。

事業区分の名称		第46期	第47期	前年同期比
		自2020年6月1日 至2021年5月31日	自2021年6月1日 至2022年5月31日	
		千円	千円	%
四国九州ブロック	売上高	4,501,497	4,590,663	102.0
	売上総利益	742,272	719,960	97.0
東日本ブロック	売上高	6,152,227	5,152,127	83.7
	売上総利益	879,244	720,914	82.0
西日本ブロック	売上高	5,425,886	5,824,397	107.3
	売上総利益	906,402	960,135	105.9
東海北陸ブロック	売上高	2,012,698	2,014,246	100.1
	売上総利益	346,278	335,973	97.0
合 計	売上高	18,092,310	17,581,435	97.2
	売上総利益	2,874,198	2,736,983	95.2

四国九州ブロック

G I G Aスクール構想案件の終息が影響しましたが、F T T H案件の受注増加により好調に推移したことから、売上高は4,590,663千円（前年同期比2.0%増）、売上総利益は719,960千円（前年同期比3.0%減）となりました。

東日本ブロック

F T T H案件の受注増加により好調に推移しましたが、防災行政無線案件の受注が低調に推移したこと、及びG I G Aスクール構想案件の終息が影響し、売上高は5,152,127千円（前年同期比16.3%減）、売上総利益は720,914千円（前年同期比18.0%減）となりました。

西日本ブロック

G I G Aスクール構想案件の終息が影響しましたが、病院ネットワーク案件及びメガソーラー案件の受注増加により好調に推移したことから、売上高は5,824,397千円（前年同期比7.3%増）、売上総利益は960,135千円（前年同期比5.9%増）となりました。

東海北陸ブロック

G I G Aスクール構想案件の終息が影響しましたが、F T T H案件の受注増加及びC A T V局加入者用通信機器の販売が好調に推移したことから、売上高は2,014,246千円（前年同期比0.1%増）、売上総利益は335,973千円（前年同期比3.0%減）となりました。

商品区分別の営業概況は以下のとおりであります。

商品区分		第46期 自2020年6月1日 至2021年5月31日	第47期 自2021年6月1日 至2022年5月31日	前年同期比
ケーブル	売上高	千円 4,333,172	千円 4,467,755	% 103.1
	売上総利益	731,389	704,512	96.3
材料	売上高	8,898,222	8,158,001	91.7
	売上総利益	1,606,256	1,426,857	88.8
機器	売上高	4,842,344	4,913,476	101.5
	売上総利益	534,925	598,826	111.9
その他	売上高	18,570	42,203	227.3
	売上総利益	1,626	6,785	417.3
合計	売上高	18,092,310	17,581,435	97.2
	売上総利益	2,874,198	2,736,983	95.2

ケーブル

G I G Aスクール構想案件の終息によりL A Nケーブルの販売が低調に推移しましたが、F T T H案件により光ケーブルの販売が増加したことから、売上高は4,467,755千円（前年同期比3.1%増）、売上総利益は、G I G Aスクール構想案件の終息によるコストリーダーシップ商品の販売が減少したことにより売上総利益率が低下し、704,512千円（前年同期比3.7%減）となりました。

材料

F T T H案件により架空幹線等に使用する材料の販売が増加しましたが、G I G Aスクール構想案件の終息によりネットワーク用材料の販売が低調に推移したことから、売上高は8,158,001千円（前年同期比8.3%減）、売上総利益は1,426,857千円（前年同期比11.2%減）となりました。

機 器

G I G Aスクール構想案件の終息及び防災行政無線案件が低調に推移し、ネットワーク機器や防災無線受信機等の販売が減少しましたが、病院ネットワーク案件受注による回線中継装置等の販売が増加、及びC A T V局加入者用通信機器の販売が好調に推移したことから、売上高は4,913,476千円（前年同期比1.5%増）、売上総利益は598,826千円（前年同期比11.9%増）となりました。

そ の 他

その他は主に電気通信工事であり、売上高は42,203千円（前年同期比127.3%増）、売上総利益は6,785千円（前年同期比317.3%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度は東京営業所及び東京物流センターの新築移転を目的に土地を取得し、その設備投資の総額は562,740千円であります。なお、所要資金は、全額を株式上場時の増資資金を含む自己資金で賄っております。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	2018年度 第44期	2019年度 第45期	2020年度 第46期	2021年度 第47期
売 上 高 (千円)	15,044,048	15,544,316	18,092,310	17,581,435
営 業 利 益 (千円)	750,356	763,353	1,140,896	1,056,150
経 常 利 益 (千円)	718,752	756,395	1,182,993	1,057,597
当 期 純 利 益 (千円)	460,094	565,301	790,263	703,626
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	93円03銭	106円01銭	148円20銭	131円95銭
総 資 産 (千円)	11,855,893	13,735,971	14,082,480	14,878,746
純 資 産 (千円)	5,694,712	6,093,154	6,700,432	7,151,310

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、算出しております。

2. 当社は2018年10月23日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行い、2019年12月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が第44期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

3. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症は、新たな変異株による感染再拡大の懸念もあり、サプライチェーンを通じた生産停滞の波及等、先行きは不透明な状況にあります。そのような環境の中、当社は、社会インフラ構築の一翼を担う企業として、次の課題を着実に実行していくことによって企業価値の最大化を追求してまいります。

① 売上増加のための課題

(イ) 顧客基盤の拡充

当社では、顧客(販売先)の数を更に増加させることを課題と認識しております。

特に、当社における取引先の中で、最も取扱高が多く、収益性も高い「中堅クラス」(顧客の事業規模として、売上高が1億円以上100億円未満)の顧客を増加させることを重要課題として、日常の営業活動に取り組んでおります。

この課題に対処するために、各営業拠点において地域密着型の営業活動を地道に推進するほか、新たな地域での営業所の開設とターゲットを絞り込んだ営業戦略により、営業活動をより一層強化し、東日本ブロックのように当社のシェアが低い地域における顧客基盤の拡充に努めてまいります。

(ロ) 取扱商品数の拡充

当社では、取り扱う商品の数を更に増加させることを課題と認識しております。

情報通信分野においては、システムの高度化が加速度的に進展しています。これに伴い、市場ニーズ及び顧客ニーズが激しく変化してきています。このため、最新の商品情報を入手し、商品戦略へ反映することが重要となります。

この課題に対処するために、当社では、市場ニーズ及び顧客ニーズを把握するとともに、仕入先を通じて積極的な情報収集を行い、既存仕入先各社との関係強化に努めてまいります。

(ハ) イベント需要の取り込みを含む大型案件の獲得

当社では、長年の事業活動を通じて獲得した豊富な仕入ネットワークと、強固な信頼関係に基づいた優良な顧客基盤を有していたことが急拡大の要因と分析しております。今後も引き続き、この強みを活かし、需要拡大の機会を確りと捉え、売上

高の増加に繋げていくことを課題と認識しております。

当事業年度末現在において想定している需要拡大の機会として、CATVのFTTH化、第5世代移動通信システム、防災無線デジタル化関連等が挙げられます。

これら業界全体の需要拡大の機会を当社の成長に取り込むために、当社では、国内外からの安定した商品供給ルートを確保・整備するとともに、メーカーに偏りのない豊富な商品ラインナップから、顧客にとって最適な商品を選び出し、ワンストップで総合的な提案ができる企画提案力の向上に努めてまいります。

② 収益性の維持・向上のための課題

(イ) 日常的な取引の増加

当社が属する業界全体の需要拡大期に受注した案件は、同業他社との競争が激しくなることもあり、日常的な取引と比較して、収益性が低くなる場合があります。収益性を維持・向上させるために、当社では、大型案件を通じて構築した取引関係を、比較的収益性の高い日常的な取引の増加に繋げていくことを課題と認識しております。

この課題に対処するために、地域密着型の営業活動を地道に推進し、既存顧客との関係強化に努めてまいります。

(ロ) コスト・リーダーシップを発揮できる商品の拡充

顧客の多様なニーズに応えつつ、当社の収益性を維持・向上させることを課題と認識しております。

この課題に対処するために、当社では、多くの顧客に共通して必要とされる汎用的な商品については、当社が企画した商品をメーカーに提案して製造委託し、これを仕入れて顧客に販売しております。また、特定のメーカーの商品を大量ロットで仕入れることが可能な体制を構築することで、一定の利益率を確保することが可能となっております。顧客のニーズに立脚しつつ、コスト・リーダーシップを発揮できる商品の取扱高の増加に努めてまいります。

(ハ) 自社物流網の強化

取扱商品の金額的及び量的な増加に対応し、収益性の維持・向上を実現させるため、商品を効率的に仕入れ、販売するための自社物流網をより一層強化することを課題と認識しております。当事業年度末現在、本社がある愛媛県松山市に3箇所、東京営業所内に1箇所の合計4箇所の物流センターを有しておりますが、更なる成長に対応するためには、物流センターの拡充が必要となります。

この課題に対処するために、東日本ブロックにおける物流センターの拡充のため、東京営業所及び東京物流センターの新築移転を計画し、建設用地の選定を進め、当社の希望条件に合致した当該建設用地を取得しました。

③ 売上増加及び収益性の維持・向上を実現するための経営全般に係る課題

(イ) 与信管理・債権管理の徹底

当社では、与信管理及び債権管理を徹底することにより、貸倒等を発生させないようにすることを経営課題と認識しております。

この課題に対処するために、当社では、長年の営業活動を通じて得た顧客の情報及び信用調査会社の企業情報データを基に与信管理及び債権管理に取り組み、これまで当社の経営基盤を揺るがすような重大な引当金の計上は発生しておりません。今後も引き続き、与信管理及び債権管理の徹底に努めてまいります。

(ロ) 人材の育成及び確保

当社は、各営業拠点に情報通信分野関連の専門知識を有した人材を配置しております。専門知識とは、仕入商品に関する知識、LANやWANの通信に関する知識、通信環境を構築するための設備に関する知識であります。

今後の成長のために、これらの知識を豊富に有する人材を育成し、確保することを課題と認識しております。

この課題に対処するために、OJTによる社員教育をより一層充実させるとともに、新卒・中途社員の採用を積極的に推進し、当社が必要とする専門知識を有する優秀な人材の確保に努めてまいります。

(ハ) 新規領域への取り組み

当社が関係するCATV及び情報通信分野は、日進月歩で技術革新が起きており、例えば、テレビとインターネットが連携し、放送と通信の垣根がなくなる等、従前では考えられなかったような業際的な発展を遂げてきております。

今後も継続的な成長を実現していくために、当社では、新しい商品を発掘し、取り扱うことを課題と認識しております。

この課題に対処するために、建築、土木、医療等の新たな領域における商品の仕入れに取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

C A T V、情報通信用機材の販売

(7) 主要な営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	愛媛県松山市	大阪営業所	大阪府大阪市旭区
札幌営業所	北海道札幌市東区	岡山営業所	岡山県岡山市北区
仙台営業所	宮城県仙台市宮城野区	広島営業所	広島県広島市西区
東京営業所	東京都江東区	高松営業所	香川県高松市
名古屋営業所	愛知県名古屋市中白区	福岡営業所	福岡県福岡市博多区
金沢営業所	石川県金沢市	沖縄営業所	沖縄県那覇市

(注) 2022年6月1日付で鹿児島営業所（鹿児島県鹿児島市）を開設いたしました。

(8) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
148名	5名増	37.2歳	11.5年

(注) 上記の他に、嘱託社員が13名、準社員（パート・アルバイト）が1名おります。

(9) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借入金残高
株式会社高知銀行	369,042千円

(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,793,920株
 (2) 発行済株式の総数 5,332,780株 (自己株式 274株を含む)
 (3) 当事業年度末の株主数 2,050名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株式会社ディー・ケー・コーポレーション	1,780,400	33.4
河田 晃	331,060	6.2
光通信株式会社	327,800	6.1
河田 充	259,900	4.9
西村 晃	240,080	4.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	234,400	4.4
ダイコー従業員持株会	226,175	4.2
河田 すみ子	144,021	2.7
河田 正春	140,080	2.6
永島 正春	60,000	1.1

(注) 持株比率は自己株式 (274株) を控除して算定しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	河田 晃		株式会社ディー・ケー・コーポレーション 代表取締役
代表取締役専務	河田 正春	西日本ブロック長兼 東海北陸ブロック長	
代表取締役専務	西村 晃	四国九州ブロック長兼 東日本ブロック長	
取 締 役	岡野 拓哉	大阪営業所長	
取 締 役	白井 充	管理部長	
取 締 役	高本 克哉	本社営業部長	
取 締 役 (常勤監査等委員)	山本 浩三		
取 締 役 (監 査 等 委 員)	河端 民平		司法書士法人かわばた 代表社員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	濱崎 省二		
取 締 役 (監 査 等 委 員)	武智 弘泰		武智弘泰公認会計士・税理士事務所 所長 株式会社マルク 取締役財務部長

- (注) 1. 取締役山本浩三氏、河端民平氏、濱崎省二氏及び武智弘泰氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、山本浩三氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 監査等委員武智弘泰氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 重要な兼職の状況について
株式会社ディー・ケー・コーポレーションは、当社株式の33.4%を保有する大株主であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である山本浩三氏、河端民平氏、濱崎省二氏、武智弘泰氏との間に、会社法第427条第1項に定める当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の全ての取締役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は以下のとおりであります。また、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会において、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について継続的な議論を行っております。

(イ) 取締役（監査等委員である取締役を除く）

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額及びその算定方法の決定に関して、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針としており、固定報酬のみで構成されております。具体的には、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、半数以上が独立社外取締役から構成される報酬委員会において、担当職務、各期の業績、貢献度、同業他社の動向等を総合的に審議し取締役会へ答申した後、取締役会決議により決定しており、公正な審議による妥当性及び透明性の確保を図っております。

(ロ) 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で承認された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議に基づき決定いたします。独立性に配慮し、職

責及び常勤・非常勤に応じた固定報酬としており、独立機関として取締役の職務執行に対する監査業務を負っていることから、監査等委員である取締役の協議に基づき決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2017年8月30日開催の第42回定時株主総会において年額250,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役は3名）です。監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2017年8月30日開催の第42回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社においては、取締役会が、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬委員会における審議結果を踏まえ、取締役の個人別の報酬の具体的内容を決定しております。

④ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

報酬委員会では、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容と決定方針の整合性を確認したうえで、答申しているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職慰労金	
監査等委員を除く 取締役	190,200	173,940	—	—	16,260	6
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	12,990 (12,990)	12,600 (12,600)	— (—)	— (—)	390 (390)	4 (4)
合計	203,190	186,540	—	—	16,650	10

(注) 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役河端民平氏は、司法書士法人かわばたの代表社員を兼務しております。なお、同法人と当社との間には、特別な関係はありません。

社外取締役武智弘泰氏は、武智弘泰公認会計士・税理士事務所の所長及び株式会社マルクの取締役財務部長を兼務しております。なお、同所及び同社と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	山本 浩三	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当期開催の監査等委員会18回の全てに出席しております。出身分野である金融機関を通じて培った豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員長として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役	河端 民平	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当期開催の監査等委員会18回の全てに出席しております。主に司法書士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	瀨崎 省二	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当期開催の監査等委員会18回の全てに出席しております。出身分野である通信業界で培った豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	武智 弘泰	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当期開催の監査等委員会18回の全てに出席しております。主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	26,625千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	-千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,625千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、イ. の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の処分に係る事項

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び従業者（以下「役職員」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 当社のコンプライアンス体制の基礎となる「倫理綱領」に基づき、役職員の法令・定款及び経営理念の遵守に関する指針として「コンプライアンス基本指針」を定め、役職員への周知徹底を図っております。
 - (ロ) 当社のコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス担当役員と各部門のコンプライアンス担当責任者は、コンプライアンス実践体制を構築しております。
 - (ハ) 内部監査部門として、執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門のコンプライアンス担当責任者と連携してモニタリングを実施しております。
- (二) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報体制を整備し、「公益通報管理規程」に基づき、その運用を行っております。
- (ホ) 監査等委員である取締役は内部監査室と連携し、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとしております。
- (ヘ) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たないこととしております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行、意思決定に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程・マニュアルに基づき、適切かつ確実に検索可能な状態で保存、管理しております。また、取締役が当該情報を求めたときは、適時にそれらを提供できる状態に管理しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 当社は、必要に応じて社内規程等を制定し、マニュアルの作成・配布、教育及び内部監査を実施して、当社の損失の危険を回避・予防し、又は管理するものとしております。
- (ロ) 緊急かつ全社的に対処する必要のある場合には、「リスク管理規程」に基づき、情報の収集・リスクの評価・優先順位・対応策など総括的に管理を行っております。ま

た、必要に応じて顧問弁護士等第三者の助言を受け、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整えております。

- (ハ) 当社は、リスク管理全体を統括する組織として「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備・改善等に関するモニタリングを行うとともに、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長が統括して危機管理にあたることとしております。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 経営理念を基盤に、将来の事業環境に適応していくために、事業計画に基づき、計数的目標を明示し、営業部門の目標と責任を明確にするとともに、月次の利益計画を策定し、予実管理を行っております。
- (ロ) 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。各ブロックを担当する取締役は、取締役会において年度事業計画の進捗状況及び具体的な実行施策を報告し、効率的な業務遂行体制を構築、実施しております。
- (ハ) 「取締役会規程」、「組織規程」、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」等に基づき、取締役ごとの役割と責任を明確化するとともに、意思決定プロセスの簡素化等により経営における意思決定の迅速化を図っております。また、重要事項については、取締役会の合議により慎重な意思決定を行っております。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき従業者に関する事項と当該従業者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該従業者に対する指示の実効性確保に関する事項
- (イ) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき従業者を置くことを求めた場合は、監査等委員会の同意のもとに、補助すべき従業者として、監査計画に従い必要な人員を配置することとしております。
- (ロ) 監査等委員会及び監査等委員である取締役を補助する従業者は、その職務に関して監査等委員である取締役の指揮命令のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く）から指揮命令を受けないこととしております。
- (ハ) 当該従業者の人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査等委員である取締役の同意を得ております。
- ⑥ 当社の役職員が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 監査等委員である取締役は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役会その

他の重要な会議に出席し、役職員から重要事項の報告を求めることができることとしております。

- (ロ) 役職員は、職務の執行に関する法令・定款違反、不正行為の事実、又は著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査等委員である取締役が遅滞なく報告することとしております。
- (ハ) 当社は、監査等委員である取締役へ報告を行った当社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社の役職員は、監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査に対する理解を深め、当該監査の環境を整備するよう努めております。
- (ロ) 監査等委員である取締役は、内部監査室及び会計監査人と連携し、適切な意思疎通を行うことにより監査の実効性を確保しております。
- (ハ) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員である取締役又は監査等委員会からの適時な報告に対して、真摯に受け止めております。
- (ニ) 監査等委員会から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があり、当該費用等が監査等委員の職務の執行に必要であると認められた場合、これに応じるものとしております。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保しております。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係は排除するという信念をもっております。この信念のもと、取締役会や幹部社員を集めた会議等においては、折に触れ、自ら注意を促しております。当社ではこれらの教育的指導により意識高揚が図られており、全社員に周知されているものと考えております。

各営業部門の新規顧客の取引開始時には、外部の調査機関の活用及び取引先等からの風評等の信用調査結果を必ず収集したうえで取引開始を実行するなど、営業体制を確立しております。加えて、既存取引先についても、定期的に信用調査を行う等のチェック体制を確立しております。

また、取引基本契約書には反社会的勢力排除を謳っており、当社の意思が内外に分かる様取り組んでおります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は17回開催、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査等委員会は18回、リスク管理委員会は4回開催いたしました。
- ② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び内部統制監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への安定した配当の継続による利益還元の実現を図りながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保することを重要な経営方針のひとつとして位置づけております。

当事業年度の剰余金の期末配当につきましては、上記の方針に則り1株につき普通配当48円を予定しております。

貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,727,856	流動負債	7,106,848
現金及び預金	6,400,066	支払手形	4,773,041
受取手形	1,024,684	買掛金	1,680,623
売掛金	2,824,439	1年内返済予定長期借入金	69,216
商品	1,431,597	リース債務	10,210
前渡金	2,445	未払金	51,404
前払費用	15,850	未払費用	217,241
その他	33,276	前受金	79,377
貸倒引当金	△4,503	前受収益	583
固定資産	3,150,890	未払法人税等	185,188
有形固定資産	2,245,638	未払消費税等	19,524
建物	441,567	賞与引当金	15,630
構築物	28,917	その他	4,807
工具器具備品	4,478	固定負債	620,588
土地	1,738,804	長期借入金	299,826
リース資産	31,870	リース債務	33,435
無形固定資産	15,007	退職給付引当金	94,869
ソフトウェア	47	役員退職慰労引当金	173,675
リース資産	11,655	その他	18,783
その他	3,305	負債合計	7,727,436
投資その他の資産	890,243	(純資産の部)	
投資有価証券	41,275	株主資本	7,140,687
出資金	8,710	資本金	583,663
長期貸付金	3,289	資本剰余金	462,821
保険積立金	699,106	資本準備金	462,821
破産更生債権等	206	利益剰余金	6,094,457
長期前払費用	22,978	利益準備金	28,526
繰延税金資産	84,507	その他利益剰余金	6,065,930
その他	39,976	固定資産圧縮積立金	1,347
貸倒引当金	△9,806	別途積立金	410,000
資産合計	14,878,746	繰越利益剰余金	5,654,582
		自己株式	△255
		評価・換算差額等	10,622
		その他有価証券評価差額金	10,622
		純資産合計	7,151,310
		負債及び純資産合計	14,878,746

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		17,581,435
売上原価		14,844,452
売上総利益		2,736,983
販売費及び一般管理費		1,680,833
営業利益		1,056,150
営業外収益		
受取利息	4,773	
賃貸収入	6,410	
その他	3,455	14,638
営業外費用		
支払利息	3,306	
賃貸費用	1,757	
為替差損	7,534	
その他	592	13,190
経常利益		1,057,597
税引前当期純利益		1,057,597
法人税、住民税及び事業税	349,121	
法人税等調整額	4,850	353,971
当期純利益		703,626

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年7月25日

ダイコー通産株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
高松事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀川 紀之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 前川 英樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイコー通産株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査計画等に従い、会社の内部監査部門と連携して情報収集に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受けました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を、「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に基づき整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度の事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月26日

ダイコー通産株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	山本 浩三	印
監査等委員	河端 民平	印
監査等委員	濱崎 省二	印
監査等委員	武智 弘泰	印

(注) 監査等委員の4名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 愛媛県松山市一番町三丁目2-1
ANAクラウンプラザホテル松山
本館4階 「ルビールーム」
TEL 089-933-5511

交通案内 ・伊予鉄道市内電車 大街道 下車
・松山空港から車で約20分
・J R松山駅から車で約8分

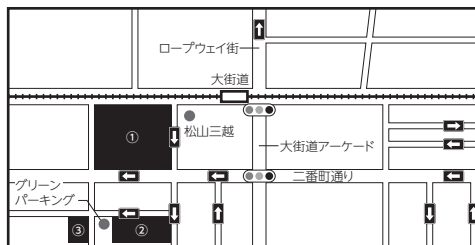


お願い ANAクラウンプラザホテル松山には下記の駐車場がございます。
お車でお越しの場合は、下記の駐車場に限り、株主総会会場受付にて無料手続きを
いたしますので、駐車券をご持参いただきますようお願いいたします。

拡大図（駐車場案内）

【駐車場】

- ① ANAクラウンプラザホテル松山
- ② フラワーパーキング
- ③ フラワーパーキング二番町WEST



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用しています。